

第11次流山市交通安全計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の 有無	修正案
1-1	P1	計画の重点項目	高齢者の事故の割合が最も多いと言うのは、接触や衝突、転倒による負傷者数が多いという事で、隠れた事故（負傷に至らず事故としてカウントされないもの）、ヒヤリハットへの取り組みも必要と思います。	実際に起こった事故だけでなく、ヒヤリハットな事例にも目を向けて対策を検討するべきである。	隠れた事故、ヒヤリハットした事例などを活かしながら、啓発活動や安全対策に取り組んでまいります。	無	
1-2	P3	道路交通事故の現状	令和2年度はコロナの影響とは言え事故件数、負傷者、死者ともに減少しており、この数値が戻らないような対策を強力に進めて頂きたいと思います。 因に負傷者数は、軽い打撲とか、かすり傷程度で医者にかからなかったものは含まれていないと思いますが、実態はもっと多いように思われます。	記載されている負傷者数より、実際の負傷者数はもっと多いと思う。	交通事故については、傷害の有無や大小に関わらず必ず警察に届け出ることとなっています。 目標を達成できるよう対策に取り組んでまいります。	無	
1-3	P4	高齢者と子どもの交通事故	事故件数と人口1万人あたりの件数は、近隣の野田市、柏市、松戸市と比べると多いのでしょうか。	事故件数と人口1万人あたりの件数は、近隣市と比較してどうなのか。	千葉県が公開している「指標で知る千葉県2021」によれば、流山市の人口千人当たりの交通事故件数は1.8件であり、千葉県 全体の平均値である2.1件や、近隣市の数値である2.0件から2.1件と比較すると低くなっています。 流山市自転車ネットワーク計画による整備と連携した安全対策を推進してまいります。	無	
1-4	P7	交通事故の傾向	車と自転車の事故が31.5%あり、これは車道における自転車の通行に無理があるために発生していると思われるため、自転車ネットワーク計画を最大限反映させて頂きたいと思います。	交通安全には、自転車ネットワーク計画を最大限反映させて頂きたい。		無	
1-5	P10	（第1の視点）高齢者の安全確保	徒歩や自転車を利用する高齢者が交通事故の被害者とならないための対策を強力に進めて頂きたいと思います。	高齢者が被害者とならないための対策を進めてほしい。	警察署や関係団体と連携し、各箇所に応じた安全対策や啓発活動を実施してまいります。	無	
1-6	P12	（第3の視点）自転車の安全確保	流山市自転車ネットワーク計画による整備予定（どこをいつまでに実施するか）広報等で提示して頂きたい。	流山市自転車ネットワーク計画による整備予定を公開してほしい。	流山市ホームページ内「自転車ネットワーク」のページに、「今年度の整備予定箇所」として公開します。	無	
1-7	P13	（第6の視点）生活道路における安全確保について	抜け道として利用されている道路は、時間帯の規制や一方通行にする等の対策をとって頂きたいと思います。	抜け道対策として規制を導入してほしい。	警察署や関係団体と連携し、各箇所に応じた安全対策を実施してまいります。	無	
1-8	P15	（1）市民参加でつくる交通安全ウ 交通安全団体への支援	地域交通安全活動推進委員協議会という協議会は、あまり聞いたことがないのですが、地域における諸活動のリーダーがどなたなのか分かりません。 地区ごとのリーダーの方を公表して頂けませんか。	地域交通安全活動推進委員協議会の地区リーダーを公表してほしい。	本計画において、具体的な地区のリーダーの方を記載することは考えていません。	無	
1-9	P18	（4）自転車安全利用の推進 ウ 自転車損害賠償保険等への加入促進	保険契約の窓口及び保険内容（最低限何が必要か）を広報や自治会への回覧で周知して頂きたい。	自転車損害保険の契約の窓口及び保険内容を周知してほしい。	千葉県のホームページで自転車保険の取り扱い事業者を掲載しています。 保険内容の説明には保険業法での登録が必要とされており、登録のない者が詳しい保険の説明をして加入を勧めた場合、保険業法に抵触する恐れがあり、詳細な説明はできかねます。	無	
1-10	P19	（4）自転車安全利用の推進 エ 反射材の普及活動	自転車もさることながら、ベビーカー、車いすや歩行者も着けられるものの検討をお願いします。 流山新選組安心・安全局中法度及び反射材ストラップは入手しています。	配布する反射材は、ベビーカー、車いすや歩行者も着けられるものとしてほしい。	配布している反射材は、自転車以外にもご利用いただけます。	無	
1-11	P22	（6）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 エ 高校生に対する交通安全教育	高校生及び成人についての交通ルールの遵守及び正しい交通マナー教育については、伝える場の制限があるため、駅前広場や公園等で定期的に実施をして頂きたいと思います。	交通安全教室を駅前広場や公園等で定期的に実施してほしい。	警察署や関係団体と連携し、積極的に啓発活動を実施してまいります。	無	
1-12	P24	（1）人優先の安全・安心な歩行空間の整備	駅周辺で自転車の押し歩きを設定している区域については、周知と指導を積極的に進めて頂きたいと思います。	駅周辺での自転車の押し歩きの指導を積極的に進めてほしい。	警察署や関係団体と連携し、積極的に啓発活動を実施してまいります。	無	
1-13	P25	（2）道路における交通安全対策の推進 イ 土地区画整理事業による道路網	既存の道路については、新たに自転車専用通行帯を設けるのには、道路拡張等の多額の費用と時間が必要になると思われるので、新規に開発される区域内においては、自転車専用通行帯及び歩道は必ず設けるようお願いします。	土地区画整理区域内では、自転車専用通行帯及び歩道は必ず設けてほしい。	土地区画整理事業区域内においては、事業計画に基づいた整備を進めてまいります。	無	
1-14	P34	（1）鉄道施設等の安全性の向上	J R、T Xに比べ東武鉄道のアーバンラインはホームドアの設置が遅れています。また踏切の立体化も遅れているため、引き続き鉄道会社への働きかけを希望します。	ホームドアの設置、踏切の立体化について鉄道会社への働きかけを希望する。	引き続き、鉄道会社への働きかけを実施してまいります。	無	

第11次流山市交通安全計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	該当 ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の 有無	修正案
1-15	—	パブリックコメントについて	パブリックコメントの資料「第11次流山市交通安全計画(案)の概要」は閲覧用しか置かれていないため、パソコン等の環境が整っていないと、そろえることが大変です。 要請があれば、プリントアウトして渡してもらえるような配慮をお願いします。	パブリックコメントの配布資料は、概要版だけでなく、本編も配布してほしい。	計画案全てを印刷し配布可能とすると印刷の量が膨大になってしまう恐れがあるため、ご期待に添えず恐縮ですが、パソコン等の環境が整っていない場合は資料配架先での閲覧をお願いします。	無	
2-1	P25	(1)人優先の安全・安心な歩行空間の整備 エ 歩行空間の環境維持	交通事故のリスクもある道路での洗車行為について考える。 ・現在でも月に数回見受ける行為。 ・一般の通行人、学童、車の往来も多々ある中、迷惑をかけている意識も低い。 ・交差点(信号はない)近く止まれの表示がある所、とても洗車する環境とは言えない場所 ・マナーの欠如だけでなく、交通事故のリスクも高める洗車行為及び事故を未然に防ぐために。 ・広報で道路上での洗車行為の禁止、呼びかけの実施。 ・安全パトロールでのヒヤリハットの発掘と対応 ・見守り、監視のまなざし、考え方を”I”から”WE”へ広げる輪 ・日常生活マナー迷惑をかけない環境整備 それぞれ各自の意識改革で交通事故のリスクを高めない。	道路上での洗車行為は危険であるため、啓発や地域での活動を通して交通事故のリスクを軽減すべきである。	交通安全は、運転者をはじめ皆様のマナーによる部分が大きいことから、啓発活動により高いマナーを醸成してまいります。 直ちに交通違反となる行為については、警察に対応を依頼してまいります。	無	
3-1	P10	7つの視点	「7つの視点」について、交通弱者である高齢者と子どもに注目して交通安全対策を考えることはとても良いと思う。 これに加えて、同じく交通弱者である障がい者にも配慮した方が良いと思うので、7つの視点に「障がい者の安全確保」を加えた方が良い。 個別にはバリアフリーなどの記載はあるが、考えるための視点としては重要だと思う。	障害者にも配慮した交通安全計画とするため、計画中の7つの視点に「障がい者の安全確保」を加えてはどうか。	交通安全対策を推進する際に、障害者の安全確保という視点で考えることは非常に重要であるため、記載を追加します。	有	10ページに記載している7つの視点を、「障害者の安全確保」を加えた8つの視点に改め、以下の記載を追加しました。 1 今後の道路交通安全対策の方向性(12ページ) (第3の視点)障害者の安全確保 障害者は健常者よりも交通事故の危険性にさらされる可能性が高く、障害にも様々な特性があることから、障害の特性に合わせた対策を講じる必要があります。障害者に対する交通安全教育の実施や、様々な障害に配慮した道路及び交通安全施設の整備を推進します。 2 道路交通安全の施策(24ページ) 【第1の柱】市民一人ひとりの交通安全意識の高揚 (6)段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 キ 障害者に対する交通安全教育 障害者の交通事故を減らし交通安全を確保するためには、障害の特性に応じた交通安全教育と、一般的な交通安全教育の両方が必要となります。警察、学校などの関係団体に加え、障害者関連のNPO等民間団体や支援施設と連携し、交通安全教育を推進します。